

「消費税なんかいらない」ときっぱり。そのとおり！

△の消費税なべく街頭行動結果△

6月24日(金)12時15分～13時00分

アオーレ長岡前歩道にて行いました。今回も5円同様憲法共同センターと一緒に歩く、長岡名駅連とあわせて14名が参加しました。「消費税5%」の署名は3枚貼られました。また消費税反対のチラシを折り込んだティッシュも配り、15名が受け取りました。

署名してくれた内のひとりは「なんで消費税なんだ。こんな税はいらぬ。物品税に戻せばいいだけの事だ。そうすればぜいたく品にだけ税がかかるからみんな苦労しながら済む。それだけの事。消費税なんかすぐ無くなるべきだ」ときっぱり。物品税とは、1937年(昭和12年)に創設された国税で、主として、せいだく品や高価な便益品(貴金属・毛皮・車やボートなど)に課税されました。1980年の(平成元年)の消費税導入に伴い廃止された物品税ですが、署名者の意図は、生活必需品にまでかかり、富豪の庶民も同じ税率で負担する「悪平等」の消費税よりはまだマシ、といったところでしょうか。その復活の是非はともかく「消費税なんかいらない」の一点はシンプルにそのとおりです。

今回も民商酒井会長がギター持参で参加、「消費税を5%」「歌を歌って盛り上げました。

○やはり懲りない政治家に今後の選挙で審判を自民党の裏金問題は結局、追記と抜け道だらけの悪法が成立してしまいました。裏金の原資は大企業の献金です。庶民には消費税を課し、下請けに消費税負担を押しつける輸出大企業には輸出戻し税を還付。こんな政治には選挙で審判を下し、消費税を廃止しよう。



△消費税なべく長岡各界連絡会より△

7月の消費税廃止の街頭行動は7月26日(金)、12時15分～13時00分、アオーレ長岡前歩道にて行います。会員のみなさん、ぜひお気軽にお参りください。

△労働保険事務組合より△

○一般労働保険の第1期分保険料の口座引落は6月28日でした。引落しが出来た事業所には後日、「保険料等領収書」はがきが届きます。また、口座残高不足等で引落できなかつた方には手紙を出しますので、至急に口座への振込または事務所に現金でお持ちください。



△上半期源泉所得税 相談会△

予約必要

源泉所得税を半年分まとめて納める「総期特例」の事業所を対象に、相談会を行います。
今年1月から6月までに従業員に支払った給与・賞与の金額が分かる資料(賃金台帳等)を用意の上おいで下さい。

日時：7月8日(火)・9日(水)
いずれも10時～12時 及び
13時30分～16時
当田でもかまいません。電話で時間を確認・予約の上、お越し下さい。

源泉所得税の上期分納期は7月10日です。

△事務所お休みのお知らせ△

7月22日(火)・23日(水)の2日間、事務局が全商連の事務局員学習交流会参加のため、長岡市民事務所が終日お休みとなります。(ご承知おきください)。

